# 国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考基準

## 【資質・能力】

国立大学法人豊橋技術科学大学(以下「本法人」という。」) における大学憲章を尊重し、その達成・実現に対する強い意欲とともに、以下の資質・能力を有すること。

- 1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本法人における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
- 2. 本法人の自主性,自律性を尊重し,社会に対して本学の存在感を示すことができる者
- 3. 本法人の将来を見通し、リーダーシップを発揮できる者
- 4. 管理運営、教育研究、社会貢献及び国際化に関する見識を有する者

# 別紙「大学憲章」

## 【学長選考に係る手続・方法】

国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議は、国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程及び国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考等規程実施細則に基づき、以下の手続・方法により学長候補者を選考する。

1. 学長候補適任者の推薦(選考等規程第8条)

学長候補適任者の選出にあたっては学長選考・監察会議構成員を除く,学長,副 学長及び本学専任の教授(意見聴取有資格者)から,事前に学長候補適任者の推薦 について,意見を聴取するものとする。

- 2. 学長候補適任者の選出(選考等規程第10条) 意見聴取を参考に、3名以内の学長候補適任者を選出するものとする。
- 3. 所信(選考等規程第11条)

学長選考・監察会議は、学長候補適任者に所信の提出を求めるとともに、所信表明の場を設けるものとする。

- 4. 意向調査(選考等規程第12条及び第13条)
- (1) 意向調査の方法は、学長候補適任者名簿に登載された者のうちから、1回の単記無記名投票により行うものとする。
- (2) 意向調査は、不在者投票を認めるものとする。ただし、代理投票は認めない。
- 5. 学長候補者の決定(選考等規程第14条)
- (1) 学長選考・監察会議は、意向調査の結果を参考に、学長候補者を決定するものとする。
- (2) 学長候補者の決定にあたっては、当該者の意思を確認するものとする。

# 豊橋技術科学大学憲章

豊橋技術科学大学は、昭和51年に、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成という社会的ニーズに応えるため、実践的な技術の開発を主眼とした教育研究を行う大学院に重点を置いた工学系の大学として、高等専門学校卒業生を主たる対象とする新構想のもとに設立されました。

この構想を実現するために技術科学の教育・研究を行い、これまでに多くの技術者・研究者を輩出するとともに、研究、技術開発、産学連携等を通じて社会に貢献してきました。

これらの実績と強み・特色を活かし、更なる発展を期し、豊橋技術科学大学全構成員の道標として、理念と目標を憲章として宣言します。

### 基本理念

豊橋技術科学大学は、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、技術科学の教育・研究を使命とします。この使命のもと、主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受入れ、大学院に重点を置き、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を行います。さらに、社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化します。これらを通じて、世界に開かれたトップクラスの工科系大学を目指します。

## 【教育の目標】

技術科学の教育を通じて、豊かな人間性、グローバルな感性及び自然と共生する心を 併せ持つ先導的な実践的・創造的技術者・研究者を育成します。

#### 【研究の目標】

技術科学を究め、産業・社会にイノベーションをもたらす先端的研究を進めます。

## 【国際化の目標】

世界に開かれた大学として,海外教育研究拠点の活用や交流協定校等との連携により,学生・教職員による国際交流を推進するとともに,グローバルキャンパスの実現を図り,技術科学の国際拠点を形成します。

#### 【社会貢献.連携の目標】

技術科学の成果を広く活用して、種々の組織との連携のもと、社会が抱える課題の解決に努めるとともに、地域社会の活性化に貢献します。

## 【大学運営の目標】

学長のリーダーシップとガバナンス機能の強化により、大学の資源を最大限に活かすとともに、大学を取り巻く状況や社会的要請の変化に迅速に対応します。

# 【役員, 教職員の目標】

相互に信頼・連携・協力し、教育、研究、社会貢献、組織運営等の業務を進めます。

#### 【健康・安全管理の目標】

心身の健康を増進するとともに、キャンパスの安全対策と危機管理体制を強化します。

#### 【環境配慮の目標】

自然と人とが調和したキャンパスを創るとともに、省エネルギー・省資源化を進めます。

#### 【情報公開・情報発信の目標】

積極的に情報公開,情報発信を行い,社会への説明責任を果たします。

#### 【法令遵守等の目標】

法令を遵守するとともに、研究倫理、行動規範を遵守します。

平成27年 3月23日